

○菰野町建設工事等に係る不正な働きかけへの対応要領

平成28年3月31日訓令第4号

菰野町建設工事等に係る不正な働きかけへの対応要領

(目的)

第1条 この訓令は、本町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の各種契約（以下「建設工事等」という。）に関して、職員が町の内外から不正な働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、入札・契約業務等の透明性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(不正な働きかけ)

第2条 この訓令において、不正な働きかけとは、入札・契約業務に関する情報であって町が公表していないものを、職員に対し、要求又は依頼（以下「要求等」という。）する行為（職員の勤務時間外において行われるものを含む。）で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者の競争入札参加又は不参加に関する要求等行為
- (2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求等行為
- (3) 公開前における発注に関する情報漏えい要求等行為
- (4) 特定の者に有利となる発注方法又は入札参加資格の選定を促す要求等行為
- (5) 非公開又は公開前における予定価格、設計金額、積算基準、見積金額、入札金額、最低制限価格又は失格基準価格等に関する情報漏えい要求等行為
- (6) 公開前における入札参加者に関する情報漏えい要求等行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報漏えい要求等行為

(対象とならない行為)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為は不正な働きかけの対象としない。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (4) 単に入札等に関する事実又は手続の確認であることが明らかなもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につな

がるおそれのないもの

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該働きかけに係る情報の提供を行ってはならない。

2 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対し、当該要求には応じられない旨及び当該要求があったことを記録する旨を伝えるものとする。

3 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けた場合には、他の職員の協力を求め、可能な限り複数の職員で対応するよう努めるものとする。

4 職員は、相手方からの要求が不正な働きかけに該当するか疑わしいときは、所属長に報告し、その判断を受けるものとする。

(報告書)

第5条 職員は、不正な働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を不正な働きかけ対応報告書（様式第1号）（以下「報告書」という。）に記録し、所属長に報告しなければならない。

2 職員は、報告書を作成するときは、客観的な事実に基づき、正確に記録するよう努めるものとする。

(報告)

第6条 不正な働きかけの報告を受けた所属長は、財務課長へ報告し、報告を受けた財務課長は菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）へ報告するものとする。

(必要な措置)

第7条 町長は、前条に定める報告の後、建設工事等の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、審査会に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

2 前項に定める必要な措置とは、次に掲げるものをいう。

(1) 警察等関係機関又は公正取引委員会への通報

(2) 菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成20年要綱第7-1号）第4条に規定する別表第2第5項（不正又は不誠実な行為）による指名（入札参加資格）停止措置

(3) その他審査会において必要と判断された措置

- 3 町長は、不正な働きかけを直接的又は間接的に行った相手方が入札参加資格者であると判断できる場合は、その目的が達成されたか否かにかかわらず、又は不当要求等を行った時期にかかわらず、前項第2号に定める指名（入札参加資格）停止措置を講ずることができるものとする。
- 4 町長は、第1項の措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて相手方から意見聴取をすることができるものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

不正な働きかけ対応報告書

年 月 日

不正な働きかけを受けた日時・場所	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場 所		
不正な働きかけの方法	<input type="checkbox"/> 面談・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> 文書・ <input type="checkbox"/> その他		
相手方 ※確認できた事項を記載	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
対応者	所属：	職名：	氏名 (報告者)
	所属：	職名：	氏名
	所属：	職名：	氏名
	所属：	職名：	氏名
不正な働きかけの内容			
不正な働きかけを受けた職員の対応内容	※ 働きかけを受けた場合は、「応じられないこと」及び「記録すること」を相手方に伝えること。(<input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えなかった)		